

千葉県資源回収事業育成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、ごみの減量化及び再資源化を円滑に促進するとともに千葉県再資源化事業協同組合（以下「組合」という。）の育成を図るため、組合に加盟している資源回収業者（以下「加盟業者」という。）が資源回収登録団体及び戸別回収登録団体から資源物の引き渡しを受け、回収する場合、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、組合に対し資源回収事業育成補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、千葉県資源回収促進奨励補助金交付要綱（平成2年7月1日施行。以下「促進奨励補助金要綱」という。）に定めるところによる。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、資源回収登録団体が行う拠点回収及び戸別回収登録団体が行う戸別回収とする。

2 加盟業者は、資源回収登録団体又は戸別回収登録団体から資源物の引き渡しを受けたときは、千葉県再資源化事業協同組合回収計量伝票をそれぞれ資源物を引き渡した団体に交付するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定に基づき算出した金額の合計額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助事業実施の申出等)

第5条 組合は、市長に対し、毎年度、第3条第1項に規定する補助事業を開始する前に補助事業実施の申出をするものとする。

2 前項の規定による申出は、資源回収事業実施申出書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 組合の営む主な事業について記載した書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定による申出があった場合は、当該申出に係る書類等を審査し、その結果を資源回収事業実施回答書（様式第2号）により組合に通知するものとする。

(補助事業実施の条件)

第6条 市長は、前条第3項の審査の結果、補助事業実施の承認の回答をする場合は、規則第5条の規定を準用し、次の各号に掲げる事項について条件を附するものとする。

- (1) 補助事業の内容、遂行計画の変更をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(補助事業の変更等の承認)

第7条 組合は、補助事業を変更、中止又は廃止（以下「変更等」という。）しようとする場合は、市長に対し、変更等の申出をし承認を受けるものとする。

- 2 前項の規定による申出は、資源回収事業変更（中止・廃止）承認申出書（様式第3号）により行うものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による申出があった場合は、当該申出に係る書類等を審査し、その結果を資源回収事業変更（中止・廃止）回答書（様式第4号）により組合に通知するものとする。

(補助金の交付申請等)

第8条 組合は、市長に対し、各加盟業者が実施した補助事業の実績を取りまとめた後に、規則第3条の規定による補助金の交付の申請及び規則第12条の規定による実績報告（以下「申請等」という。）を行うものとする。

- 2 前項の規定による申請等は、資源回収事業育成補助金交付申請書（様式第5号）に、資源回収事業実績報告書（様式第6号）を添付して行うものとする。
- 3 第1項の規定による申請等は、次の各号に掲げる回収期間に応じ、それぞれ当該各号の定める期限までに提出するものとする。ただし、第1号から第3号の期間において、やむを得ず期限までの提出ができない場合で市長が認めるときは、当該年度の末日まで延長することができる。

- (1) 4月から同年 6月まで 同年 7月10日
- (2) 7月から同年 9月まで 同年10月10日
- (3) 10月から同年12月まで 翌年 1月10日
- (4) 1月から同年 3月まで 同年 3月31日

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合は、当該申請に係る書類等を審査し、適当又は不適当と認めるときは、規則第4条の規定に基づき、すみやかにそれぞれ補助金の交付又は不交付の決定をし、組合に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知は、資源回収事業育成補助金交付（不交付）決定通知書（様式第7号）により行うものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、第8条第1項の規定による実績報告があった場合は、当該報告に係る書類等を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、組合に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知は、資源回収事業育成補助金額確定通知書（様式第8号）により行うものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 組合は、市長に対し、前条の規定により通知を受けた後、規則第16条の規定に基づき、補助金の交付の請求をするものとする。

2 前条の規定による申請は、資源回収事業育成補助金交付請求書(様式第9号)により行うものとする。

(決定の取消し)

第12条 市長は、組合が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受け、補助金の他の用途への使用をし、又は補助事業に関して補助金の交付の決定の内容もしくはこれに附した条件その他法令等に基づく市長の処分に違反したときは、規則第17条の規定に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定に基づく通知は、資源回収事業育成補助金取消決定通知書(様式第10号)により行うものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合においては、規則第18条の規定に基づき、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定に基づく命令は、資源回収事業育成補助金返還命令書(様式第11号)によるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年7月1日から施行し、同日以後に実施された補助事業に係る予算の執行から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行し、平成4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行し、平成5年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

資源物の種類	補助単価
新聞	回収量1キログラムにつき 2.2円
雑誌・雑がみ	回収量1キログラムにつき 12.4円
段ボール	回収量1キログラムにつき 7.9円
紙パック	回収量1キログラムにつき 12.4円
布類	回収量1キログラムにつき 18.4円

様式第1号

資源回収事業実施申出書

年 月 日

(あて先)千葉市長

申出者 住所
団体名
代表者氏名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス

千葉市資源回収事業育成補助金交付要綱第5条第1項の規定により、資源回収事業の実施の申出をします。

記

- 1 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 申出者の営む主な事業について記載した書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類

住所
団体名
代表者氏名

資源回収事業実施回答書

年 月 日付け申出のあった資源回収事業実施について、千葉市資源回収事業育成補助金交付要綱第5条第3項の規定により下記のとおり回答します。

年 月 日

千葉市長

㊟

記

実施条件

- (1) 補助事業の内容・遂行計画の変更、中止又は廃止をしようとする場合は、資源回収事業変更（中止・廃止）承認申出書（様式第3号）を市に提出し、承認を受けること。
- (2) 補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに市に報告して指示を受けること。
- (3) 千葉市補助金等交付規則及び千葉市資源回収事業育成補助金交付要綱を遵守すること。

様式第3号

資源回収事業変更（中止・廃止）承認申出書

年 月 日

（あて先）千葉市長

申出者 住所
団体名
代表者氏名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス

千葉市資源回収事業育成補助金交付要綱第7条第1項の規定により、資源回収事業の変更（中止・廃止）について下記のとおり申出をします。

記

住所
団体名
代表者氏名

資源回収事業変更（中止・廃止）回答書

年 月 日付け申出のあった資源回収事業変更（中止・廃止）について、千葉市資源回収事業育成補助金交付要綱第7条第3項の規定により下記のとおり回答します。

年 月 日

千葉市長



記

資源回収事業実績報告書

(あて先)千葉市長

住所
団体名
代表者氏名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス

千葉市資源回収事業育成補助金交付要綱第8条第1項の規定により、 年 月から 月までに実施した資源回収事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

単位:kg

古 紙					布類	合計
新聞	雑 誌 雑がみ	段ボール	紙パック	計		

住所
団体名
代表者氏名

資源回収事業育成補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付け申請のあった資源回収事業育成補助金について、下記のとおり交付（不交付）決定したので、千葉市資源回収事業育成補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

記

補助金額

円

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

住所
団体名
代表者氏名

資源回収事業育成補助金額確定通知書

資源回収事業育成補助金について下記のとおり確定したので、千葉市資源回収事業育成補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

記

補助金確定額 円

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第9号

資源回収事業育成補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住所
団体名
代表者氏名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス

年 月 日付け千葉市達 第 号で額の確定のあった資源回収事業育成補助金について、千葉市資源回収事業育成補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額 円

2 添付書類

- (1) 資源回収事業育成補助金交付決定通知書の写し
- (2) 資源回収事業育成補助金額確定通知書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

資源回収事業育成補助金取消決定通知書

住所
団体名
代表者氏名

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定した資源回収事業育成補助金について、下記の理由により取り消したので、千葉市資源回収事業育成補助金交付要綱第12条第1項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

㊟

記

1 補助金交付決定額 円

2 取消しの理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

住所
団体名
代表者氏名

資源回収事業育成補助金返還命令書

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付した資源回収事業育成補助金について、下記の理由により返還を命じるので、千葉市資源回収事業育成補助金交付要綱第 1 3 条第 1 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

㊟

記

- 1 補助金返還額 円
- 2 返還期限 年 月 日まで
- 3 返還を命じる理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。